

## 建設工事共同企業体運用基準の一部改正について

令和7年4月1日付で次の改正を行いました。

### ○改正内容

第9条第1項第4号中「3,500万円」を「4,500万円」に、「7,000万円」を「9,000万円」に改め、同項第5号中「4,000万円」を「5,000万円」に、「6,000万円」を「8,000万円」に改める。

### ○改正理由

建設業法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、現場代理人の兼任上限額が引き上げられたことによる。

(総務課契約管財係)